

十九 一	八 利行 行 価	七 替 單	六 最低 額面 金	五 払込 金	四 行 方	三 用振替 法項及 の適	二 の法律 發行 及び そ適	一 名稱 及 括記	条件等 を次 一年と 年六月 九日	平成省 令第三十 号	○財務省告示 國債の發行等に 關する。第六 條第十一項の規 定に基づき、大藏 省令(昭和五十七 年五月八日)に 依り告示する。
年額平す額の振 ○面成るの記替 ・金二。整載法 四額十 パ百一 一円年 セに五 ンつ月 トき八 百日 円七 錢											

財務大臣与謝野馨

十一

初期利子

平成二十一年十月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において同じ）。

額面金額の総額× $\frac{0.4}{100} \times \frac{23}{365}$

(一) 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する。期日には払い込むものとす

十
八
七
六
五
四

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
限
償
還
期
子
後
の
利
以

額面金額 × $\frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$

平
成
二
十
一
年
五
月
八
日
日
本
銀
行
百
三
円
に
四
つ
月
き
十
百
五
円
額
金
十
支
の
払
日
と
年
う
。前
月
各
月
支
間
払
十
月
に
属
す
お
五
日